

江戸川大学国立公園研究所から

執筆担当…親泊素子

はじめに

アメリカのミネアポリス警察官によるジョージ・ Floyd殺人事件を受けて起きた黒人差別に対する抗議運動、「Black Lives Matter」は世界的な広がりを見せ収束の兆しが見えていない。今はこの問題について国立公園の切り口から述べてみたい。

アフリカ系アメリカ人 差別の経緯

アメリカは一八六三年のリンカーン大統領による奴隸解放宣言によって奴隸制が廃止された。これ以外は何もない状態で放置されたのである。この奴隸制廃止をきっかけに白人と平等の権利が保障される公民権法、黒人の投票権を認



アフリカ系アメリカ人の 国立公園利用

イジアナ州法の白人と黒人の分離を定めた隔離列車法に関するもので、連邦最高裁は「隔離すれども平等」(separate but equal)との判決を下したのである。その考え方

は、「平等の施設」を提供しているのであれば、白人と黒人とを

区別しても問題はないとするもので、この考え方で公共の交通機

関、公園、水道、トイレなどの施設が白人と黒人に分離されて利用されるようになつた。

こういった差別は一九六四年の公民権法が成立するまで続き、こ

の一八七〇年代から一九六四年まで続いたアメリカ南部にあつた人種隔離をする州法一般を「ジム・クロウ法」と称した。この公共施

設の隔離政策は国立公園においても適用され、各地の国立公園でも見られた。アーカンサス州のホット・スプリング国立公園、ノース・カロライナ州およびテネシー州のグレート・スマーキー・マウンテン国立公園、バージニア州ではシェナンドー国立公園を含む四つの公園で隔離利用が行われた。

施設整備を請け負ったバージニア

アスカイライン社は、一九三九年にルイス山にアフリカ系アメリカ人向けのピクニック場、ロッジ、キャビン、キャンプ場の施設を作

ったが、これらの施設は白人専用の施設より劣るものだった。

イケス長官はまずは譲歩して隔離の法律を制定していく。さらにこの人種隔離を正当化するような裁判の判決をだしたのが一八九六年のプレッシー対ファーフソン裁判である。これは南部ル

ンドー国立公園があるバージニア州はジム・クロウ法によって隔離政策が取られていた州である。一

九三〇年代に公園施設の設計が始まると、バージニア州は国立公園となる用地を連邦政府に譲渡する

しかし、当時の内務省長官ハーロルド・L・イケスはアフリカ系アメリカ人の支援者で人種隔離の撤

廃に取り組んでおり、公園内の施設の隔離さえもよしとしなかつた。

従つて内務省および国立公園局の職員はバージニア州とイケス長官との板挟みとなり、妥協案として決着をつけたのが隔離した施設の整備であった。

そこで今回はシェナンドー国立公園のケースについて説明をしてみよう。

フレッシー対 ファーガソン裁判

州のグレート・スマーキー・マウンテン国立公園、バージニア州ではシェナンドー国立公園を含む四つの公園で隔離利用が行われた。

施設整備を請け負ったバージニアアスカイライン社は、一九三九年にルイス山にアフリカ系アメリカ人向けのピクニック場、ロッジ、キャビン、キャンプ場の施設を作ったが、これらの施設は白人専用の施設より劣るものだった。

離施設の整備に同意したが、その後も主張を続け、ついにはピナクルピクニック場を人種間統合の最初の施設として整備させた。しかし、当初は案内地図にルイス山の利用が記されていたが、やがてその記載は外された。その理由はアフリカ系アメリカ人の利用を嫌がるレンジャーもおり、さらには記載することで隔離していることが明らかになってしまったことを憂慮したからである。従つて、公園を訪れたアフリカ系アメリカ人に対し、ルイス山の施設案内はするがピナクルピクニック場については説明しなかった。さらには彼らが利用できる施設はないといって拒否するレンジャーもいたという。

一九四五年にはイケス長官の努力が実り、すべての国立公園における人種差別が撤廃された。その結果、シェナンドー国立公園でも一九四七年にルイス山とパノラマリゾートの食堂が統合され、一九五〇年前半までには完全に施設の統合がなされた。しかし、実際は隔離の撤廃を主張していながらも思つたように進まなかつた。

なぜなら、各州が自分の州法を優先し、コンセッションで施設や

サービスを提供する民間会社もアフリカ系アメリカ人の利用を嫌っていたからである。

また、一九三六年から六六年まで、「黒人の為のモータリストグリーンブック」が発行され、彼らが差別されずに旅のサービスが受けられるホテル、レストラン、薬局、理髪店、キャンプ場等のガイドブックとして利用されたが、その中にはヨセミテ周辺や他の国立公園施設等も含まれていた。

おわりに



今年6月のBLM学生デモ(Madison,WI)



店の自衛のためのベニヤ板に描かれた抗議の絵

奴隸解放宣言から一五七年たつた今日でもアメリカ社会は奴隸制と植民地主義という負の歴史を引きずつている。国立公園の発展に尽くしたといわれるセオドア・ルーズベルト元大統領は人種差別者として、彼の銅像がニューヨークの自然史博物館前から撤去されることになったが、彼は人種的ナショナリストとして、アメリカは黒人、先住民、アジア、ラテン系の民族のための土地ではないと発言してきた。

かつて先住民を排除することによって創設されたアメリカの国立公園についても評価が問われるところである。二〇〇八年にアメリカ社会はバラク・オバマを初のアフリカ系アメリカ人大統領として選出したが、彼はホワイトハウスを去る時に「国立公園、国有林、

その他の公有地および水域における多様性と一体性の促進」と称する大統領令を発令し、人種主義の終焉を願つた。

また、アラバマ州にバーミングハム公民権運動ナショナル・モニメントを指定した。現在、国立公園局は奴隸制度、先住民搾取、女

性やLGBTQ差別等、過去の不正義が行われてきた場所を負の遺産としてナショナル・モニュメントに指定し、新たな脱人種主義社会へ向けての教育に取り組んでいきる。しかし、今日でもアメリカ社会の根底には白人対有色人種の構造的な差別は存在しており、それが「Black Lives Matter」の運動が続いているのである。アメリカは個人の人格で評価されるリアルな社会をはたして実現できるのだろうか? “Yes, We Can?”

主な参考文献

上杉 忍『アメリカ黒人の歴史』(中公新書、110-111)
NPS.gov, Homepage (U.S. National Park Service) : www.nps.gov

親泊 素子●おやどまり もと
米ウィスコンシン大学大学院博士課程修了。国立公園協会研究センター員等を経て、一九九八年江戸川大学教授。二〇一七年から江戸川大学国立公園研究所客員教授。環境政治学専攻。